

本を生かそう 保存し活用しつづけよう そのために智恵をだしあおう

——多摩地域の図書館と「多摩デポ」の経験から——

堀 渡（NPO法人共同保存図書館・多摩 事務局長）

1 はじめに

去る9月18日（月）の夜、雨台風の通り過ぎた東京都下の国分寺労政会館で、私たち、特定非営利活動法人・共同保存図書館多摩（「多摩デポ」と略称）は、第30回多摩デポ講座を開催した。この講座は第1回を、東京都から特定非営利活動法人の認証を受けた2008年の9月に開催しているから、あれからもう10年がたったわけだ。

この日は『除籍候補資料の処理を考える—除籍と保存のジレンマを解消するために—』と題したパネルディスカッションで、パネリストは中原千佳氏（西東京市図書館）、吉本龍司氏（（株）カーリル代表、エンジニア）、堀越洋一郎（多摩デポ理事）、コーディネーター堀渡（多摩デポ理事・事務局長）。参加者は41名、市民や図書館員OB、OGが半分強だが、10の図書館から18人の現役職員が参加していた（うち、多摩地域の公共図書館は7館15人）。

内容の一つ目は、西東京市図書館の事例報告。「多摩デポ」はTAMALAS（多摩地域公共図書館蔵書確認システム）を開発し、昨年からホームページで公開している。TAMALASは一件毎のISBN（国際標準図書番号）を入力して、図書館蔵書の多摩地域内での希少性を確認するツール。その発展形として、現在、「TAMALAS一括処理システム」を開発中である。これはまだ利用図書館の認証をどうするかということなどもあって、一般公開には至っていない。昨年、西東京市図書館は、旧田無市と旧保谷市の合併以来の宿題である分室蔵書の圧縮・処分のため、約6200件の除籍候補資料の希少性の判定作業に、開発中のこのシステムを使ってくれた。まずそれを担当した職員中原氏から、分室蔵書の圧縮に至る事情とシステムを使った結果の（失敗を含む）報告をしてもらった。それを受けて、「多摩デポ」研究パートナーの吉本氏から、システムのその後の改良（CSVでもEXCELでもISBNが入ったデータなら対応できるようにした、図書館側で出力した後にデータと現物図書を付け合わせしやすく並べられるようにした等）の話があった。

内容二つ目は、東京都市町村立図書館協議会（以下、館長会と略す）が、2015年に行った、多摩地域全市町村の図書館の蔵書保存と除籍に関する詳細な調査とアンケートに見る、「資料保存問題」に関わる多摩の現状の報告と分析。

三つ目に、検索手段としてのISBNの有効性とリスクの提起があり、四つ目には、各図書館で割れているISBN無し書籍の所蔵データの同定の方法を開発し、（ISBN有り書籍と同様に）保存と除籍のための効果的な判断が行えるようにすることの必要性と難しさが話された。

私たちは多摩地域で公共図書館の共同保存を進めるために活動を続けているが、今回はとても実務的・技術的な内容だった。リアルな共同保存図書館施設が動き出せない中で、しかし今回の講座は＜バーチャルな共同保存＞の歯車を確実に一歩前に進められたのではな

いかと思っている。

2 どうしてこういうことをやっているか

20世紀を通して、図書館界では多摩地域は日本の先進地域と言われてきた。(東京都内で23区以外の地域である)多摩は全体として1960年代の高度成長期以降に東京のベッドタウンとして人口が急増し市制が敷かれた地域で、飛び抜けた中心都市はなく、中小の30市町村がある。大半の市では1970年からの東京都の図書館振興政策によって図書館が誕生している。開館がほぼ同時期で利用のされ方や運営上の課題でも共通部分が多いかもしれない。1973年に都立中央図書館、1987年に都立多摩図書館が開館する。都立図書館の協力車が週一回の頻度で全自治体を回って配本する体制が1987年から始まっている。協力車は区市町村の図書館の依頼により都立図書館の蔵書を運ぶが、区市町村同士の蔵書も運んでくれる。利用者へのリクエストの提供手段として、都や他自治体の蔵書の貸し借りが定着していく。〈利用者の請求に応えるため〉の図書館協力が作られていく。

特に立川市にできた都立多摩図書館は、市町村で維持がきつくなっていた雑誌のバックナンバーを貰い受け、所蔵タイトルや年限を増やして蔵書基盤を広げて開館した。雑誌や新聞や参考図書も図書館には協力貸出し、規模の大きくない多摩市町村の図書館には強力なバックアップだった。

1990年代末まで、都立図書館は全国の県立図書館の先行モデルと言われていた。次には、区市町村で持ち切れなくなる蔵書を都立で受け入れ、都内の資料提供の基盤を維持し広げる、除籍資料の「再活用」も計画されていた。その時点で開館から30年近くがたち、蔵書の維持と増大する利用者のリクエスト提供が課題だった多くの区市町村立図書館には、都立図書館のそれまでのあり方は頼りになり、前提だった。

ところが2001年、都立図書館の再編政策が始まった。都立図書館自身の資料費減少と書庫の有限さへの対応から、都立中央図書館と都立多摩図書館で蔵書は重複させない。重複蔵書は都立多摩図書館側で2002年には14万冊一括除籍。以降も蔵書は永年保存とせず、刊行後30年を目途に古いものから順次除籍する。都立図書館が事務局となる業務上の研究会等は廃止する、というもの。

この突然の計画に多摩の市町村では利用者を含めて広範な反対運動が起こった。都立多摩図書館の縮小は困る、資料提供の基盤が損なわれる、資料の永年保存を求める等。市町村の教育長会などから再考の申し入れも行なわれた。図書館をバックアップしてきた都立図書館が消極的になったことに、特に多摩地域の反対は大きかった。

計画撤回ができないことが見えてくると、「館長会」は「14万冊散逸阻止、市町村立図書館への一括譲渡」を東京都に要望した。そして都が配分した5万冊について、市町村立図書館蔵書との重複を調べ、所蔵のない資料は全市で分担して受け入れ、活用を図った。その後、対案として市町村による「共同利用図書館」の研究を始めた。2006年には、「館長会」除籍資料再活用プロジェクトによる『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて：NPOによる共同出資事業化の提案』を発表した。〈多摩地域の市町村立図書館で共同保存ルールを作

り、地域内で一度は蔵書になった書籍は残していつまでも提供できるように図る。それには各図書館の書庫の活用だけでは限界があるから、共同利用書庫を創出する。運営のための各自治体の拠出金を試算する>という構想である。この施設はまだ実現していない。しかし各市町村立図書館での「共同保存」の動きは静かに続いている。

一方で反対運動の中から、図書館職員、職員OB・OG、住民等の運動として「多摩地域の図書館をむすび育てる会」ができ、そこから任意団体「NPO共同保存図書館・多摩」が生まれ、2008年4月に「特定非営利活動法人」となって今に至っている。2003年には『東京にデポジットライブラリーを！—多摩発、共同保存図書館構想』（ポット出版）を出版した。

私は定年退職した2012年3月までは市立図書館の職員だった。2001年以来、仕事上でもこの問題に関わり、住民との運動にも当初から関わってきた。退職後は「多摩デポ」の理事をしている。現在の理事の半分は、大まかに言えば同様の経歴である。

多摩でこういう運動が続いてきた根っこには、私個人としては、著名な元出版人であり評論家である津野海太郎氏の言葉が大きかったように思う。当時、いろいろなエッセーで区立図書館の常連利用者であることを書いていた津野氏は、都立図書館縮小反対運動の全都的な集会で講演してくれた。終わった後、津野氏は会場に掲げてあった「捨てるな！」の横断幕に、「区市町村立図書館の君たちだって本を捨てるじゃないか」と言われた。単純化していえば都立図書館は蔵書を捨てるべきじゃないが、区市町村は捨てるもかまわないといえるのか？仕事にプライドがあるなら都立の蔵書保存の責任を言い募るだけではなく、自分たちの図書館を含めてスペース狭隘の中での蔵書維持のその先を考えないといけないのではないかと。運動は、それまで蔵書の永年保存を原則のように言って区市町村の図書館を支えていた都立図書館が一方向的に期限付き保存に切り替え、大量除籍を断行することに反対することでまとまっていた。しかし中小の区市町村図書館にも「貴館しか所蔵が無いから」「少し前までは自館でも残していたのですが……」と借用依頼があることは職員なら誰でも経験していた。

都立図書館再編（縮小）が実行に移された2002年以降、多摩の「館長会」は異議表明は行いつつ、都立図書館任せではなく「共同利用図書館」の具体的な構想に向かったのも、職員だけでない住民運動が質を変えて続いてきたのも、津野氏のつぶやきが天啓の役割をしたと思う。津野氏はその後、懇願に応え「多摩デポ」発足時に理事となり、現在は顧問をされている。

3 スペースの有限と蔵書保存の打開は図書館界の共通課題

東京で「館長会」や私たちNPOが続けてきた運動形態は特殊である。しかし向き合っている課題は、全国どこの図書館でも直面していることだと思う。現在日本には約3200館の公立図書館があるが、1991年には既に2000館を越していた。その後の増加の半分以上は小規模の地域分館だと推測する。だから全国の多くの自治体で図書館は既に開館後2~30年を超え、書庫から蔵書が溢れる状況になっていると思う。多くの図書館は、<事業の開始、

初期の基盤整備の時期>とは遠く離れた局面に至り、違う課題に迫られている。それなのにその課題に見合う整備のメニューがわからないのではないのか。

自治体が建築や運営のセオリーを学んで図書館を開館する。資料費は開館後、毎年一定額は付けている。住民の要望を尊重しホスピタリティに留意する。利用は定着し、事業としては成功した。しかし開館後それほど年はたたないのに<所蔵できるのは有限>の問題に突きあたる。極端に言えば受け入れた冊数近くを毎年除籍せざるを得なくなる。利用者から請求がないわけではない。むしろ古い本の提供能力こそ、図書館は工夫を求められるはずだ。だからといって簡単に書庫の増設はできない。<その自治体での最後の一冊>を維持できなければ、先に捨てるのはどれか、個別図書館の中で相対的に判断して除籍せざるを得ない。入り口付近に「市民リサイクル」に出す。黙って持って行っていただける。それからはその繰り返し。溢れた時期以後は<入っただけ外す>不完全な施設。「図書館」の名を受け継ぎながら、それでいいのか。

一方で20年程前から電算管理が普及した。順次、各図書館は蔵書情報のインターネット公開を始め、都道府県立図書館のホームページでは、県内市町村立図書館等の蔵書をまとめて検索できる横断検索システムを開設した。図書館蔵書の探索能力は（職員にも利用者にも）飛躍的に向上し、リクエストが爆発的に増えていく。書庫の本が動くようになる。

今世紀になりネット通販の世界では、カタログ情報と在庫データの整備・公開により、それまでのリアル店舗とは違った、幅広い極少規模の商品の動き（ロングテール現象）とそれに底上げされた売り上げ増が起きたと言われる。しかし図書館でのリクエストの増大、それまで少なかった書庫本の請求増、あるいは未所蔵やマイナーな本への請求は、まさに図書館の利用者からの請求こそ「ロングテール」だと実感する。

さらに背景にあるのは出版点数の厩大化である。1970年代初頭は年間約2万点程度の新刊点数、1990年代初頭で約4万点だったのが、2010年代には毎年約8万点に達している。それぞれが固有のタイトルである。どんなに資料費が多く、大きな書庫があっても、図書館は一館では要求に応えられない。しかしネットで県内あるいは全国を探せば、たいていどこかに所蔵があり、そこから借りて利用者に提供できるのが現在の図書館。図書館にとって相互貸借は欠かせない日常業務である。

その時、別の視点も見えてくる。ある図書館である時に除籍候補と考えた本が、あちこちの図書館にある本か、（もし請求されたらどこからも借りられない）希少な本なのか。そういう図書館界での希少性をチェックしながら、除籍作業を進めるべきではないか。特に、都立（県立）の協力車で費用負担なく配送できる同じ都内（県内）で容易に入手できるタイトルかどうか（自館ばかりでなく、他自治体を含む今後の利用者のために）。つまり、除籍や保存の判断基準は、図書館界全体の提供可能性を考慮するべきではないのか。蔵書の除籍が全く各館単位のままなのは、図書館業界の知恵が疑われるのではないのか。

また国立国会図書館（NDL）の意外な収書率の低さは認識した方がいい。大場博幸文教大学教授らが2010年に行った「2006年上半期総刊行図書を対象にした包括的所蔵調査」によると、この時期のISBN付き書籍の所蔵率は、NDL 87.0%。全公共図書館の集合で82.2%、

全大学図書館の集合で 59.2%。そして大学図書館の蔵書の集合はほぼNDL蔵書に含まれるが、公共図書館の集合にはNDLで未所蔵のものがかかなり多いという。全国の公共図書館で選書し一度は蔵書としたことを持つ可能性と、NDLの物足りなさが浮き出た結果が出ている（2013年7月に行った「多摩デポ講座」の講演は、『ず・ぼん』19号2014年4月、ポット出版発行、に詳細な図入りで掲載されている）。しかもこれは、ISBN付き（つまり商品流通を想定してある程度の量を印刷した）出版物に限った調査であり、郷土資料や地方的な自費出版物などは含んでいない。現状では、それらのすそ野の広がりには推測するしかないのだが。

一時期「蔵書が金太郎飴」と揶揄された、個々には規模の小さいところも多い公共図書館は、全体を一つの集合とみなせば、その蔵書はとんでもない可能性を秘めているのではないか。日本国内中で発行された出版物の、不完全だが書誌データもついた<ストック>として考えたらどうなのか。

4 県立図書館を中心に一部では始まっている共同保存

そんな中、県内の共同保存の組織化に、市町村を巻き込んで動いている県立図書館がある。県立図書館が大型書庫を作り、市町村立で持ち切れない（県立に未所蔵の）蔵書は集めて保存して、県全体の相互協力を備える「共同保存図書館」の事業。富山県立では既に17年、滋賀県立で12年、岡山県立で10年の実績がある。また埼玉県立では、県内市町村の図書館に、各図書館は県内の蔵書の重複状況を調べて、希少なタイトルはその図書館で残すことを呼びかけ、そのための確認手段として「埼玉版ISBN総合目録」のデータを毎年更新し、提供している。愛知県立は同様に市町村に「あいちラストワンプロジェクト」を提案し、持ちきれない資料を県立に移すことも始めている。県立図書館がリードする県単位の共同保存。もちろんそれも（スペースや保存する書籍の範囲、データの正確さなど）問題や限界はある。図書館が個別に除籍し続けていい事業なのか、という課題解決の始まりなのだ。現状では大きな可能性を秘めていると思う。

こうしたことが他の都道府県でも始まってほしい。東京都も動いてほしい。「館長会」の努力も「多摩デポ」の動きも、それに呼応できるはずだ。

県立図書館は戦後の図書館全体が貧弱な頃は、県内全域に移動図書館車等も運行して直接に県民への貸出しを行っていた。その後、県内市町村での図書館作りを促すことが県の重要な役割の一つとなる。1970年代の東京都の図書館振興政策はその先駆だった。大まかに言えば全県民に直接に貸出する第一線図書館から、県内の市町村に図書館設置を促して、始まった各図書館の運営を支える第二線図書館へ。県立図書館は県内の資料提供基盤であり相互協力の核だとの思想。しかし国は状況に見あう、必要な図書館政策を出せていない。文科省は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2012年）で市町村立図書館とは別に県立図書館に章を立てて注目したが、書き方は総花的のまま。図書館学者もこういうことはほとんど論じていない。

5 図書館蔵書のデジタル化と現物保存の関係

出版点数の膨大化と裏腹に、21世紀に入り出版界では書籍総売上金額は毎年下落を続けた。そんな中で経産省などの後押しもあって、マスコミの出版界についての話題の中心は、出版の電子化ということに集中した。対応するように、図書館界でも余裕がなくなったのか、(運営している現場では切実なのに)資料保存のことはあまり論じられなくなった。私たちが「現場の図書館運営の蔵書維持の延長の問題として、NPOで〈保存と除籍〉の問題に取り組んでいる」と言うと、「蔵書の現物保存?」「電子データ=デジタル化すれば場所は取らないでしょ」とか「まもなく国立国会図書館(NDL)の蔵書電子化の取り組みが始まるよ」といった、技術的な可能性の話だけを、著作権や公開の仕組みを無視して学者に切りかえされることもあった。

2009年、著作権法改正(第31条第2項新設)により、NDLだけには「資料原本を利用に供することによる損傷を避ける」ため、納本後直ちにデジタル化ができることになった。そして翌年から蔵書デジタル化のための国の予算が付き始めた。さらに2012年、著作権法改正(第31条第3項新設)により、出版・著作権保護団体と協議を持ちつつ、図書館等への絶版等資料の送信が可能となった。その結果、今年1月時点では、NDLでは、1968年までに受け入れた図書等、262万点がデジタル化されている。デジタル化された蔵書のうち、著作権の切れているものはインターネットで全文公開されている。また、著作権は切れていないが絶版等で市場流通されていないものは全国の(配信の登録をした)公共・大学図書館に、その図書館での利用者の希望により、図書館に配信して館内パソコンのモニターで閲覧できるようになった。そして著作権が切れていなくて市場流通されているものはNDLの館内パソコンのモニターで閲覧できるようになった。これは図書館の利用者サービスの可能性を広げる大きな変化である。しかし公共図書館の蔵書との関係でいえば、全国の大半の図書館では持っていない、開館以前の刊行年古い資料について、このことで利用者の請求に応えられる見通しが出てきたとみるのが妥当なところだろう。この事業がより新しい刊行年まで及び、さらに配信公開されていくことは未知数である。

つまり公共図書館にとって、「NDLによって蔵書のデジタル画像が配信公開され利用できるのだから、自館蔵書は除籍しても支障がない」という見通しにはならない。デジタル化と配信は身近な技術になっているので、著作権の切れた(あるいは著作権が所属自治体にある)郷土資料、行政資料等を自力で入力しサービスに活用するというにとどまるだろう。自館蔵書の除籍についての課題は、変わっていないのだ。

6 バーチャルな共同保存

この間、多摩の多くの自治体では、除籍をする時には他自治体の所蔵を調べて希少な資料を残す努力を続けてきた。「多摩デポ」は市町村立図書館の依頼に応じて、都立図書館の統合(横断)検索システムを使った検索作業のボランティア等をしてきた。

そんな中、4~5年前の「多摩デポ」理事会で平山恵三副理事長(当時、現在は顧問)が、くなくなかリアル共同保存に見通しが持てないなら、バーチャルな共同保存をきちっと考

えてはどうか？移す書庫がない以上、希少資料をデータ上で明示して、現在の所蔵館のまま共同で残す方法を追求したらどうか」と言われた。平山氏は多摩信用金庫の元理事。メセナ活動に熱心な地元企業の中で、『多摩の歩み』という三十年以上続く郷土誌の創刊や多摩文化資料室という私立図書館開館に関わった方。

「分担保存」の固定化ではいずれ限界がある、しかしまだ取り組まない図書館もある。何を研究したらいいだろう？時間はかかったがこの提案が契機となり、(株)カーリルと共同研究を始めた。まず書誌同定しやすい ISBN 付き蔵書から始めた。

多摩の図書館には合計すると約 1900 万冊の蔵書があるが、2015 年 1 月から 3 ヶ月かかって、全市町村がネット公開している蔵書のオープンデータを総当たりで取得し、(ISBN 付きに限るが)多摩地域の希少タイトルのボリュームを調査した。NDL と国立情報学研究所の持つ約 180 万タイトルの書誌のうち多摩には 56%の約 102 万タイトルの所蔵があることが分かった。そのうち多摩地域で 1、2 冊なのは約 32 万タイトル、そして(量の差は大きい)全市町村に他館にはない希少タイトルが分布しているのが分かった。これをデータベースのように使う可能性もあったが、データが動いてしまうのでこの方法のアプローチは当面ここまで。

次に、<希少性確認に手間がかかる>作業の、より早く確実な方法を研究して提供することになった。都立図書館が作った統合検索とは独自の、横断検索と希少性判定ツールの開発に取りかかって現在の TAMALAS に結実した。内容は「多摩デポ」のホームページで確かめてほしい。各自治体がネット公開している所蔵情報をできるだけ反映できるように努めた。開発過程では、各館の OPAC 情報、都立の統合検索、試作の TAMALAS の検索結果の三者を常に比べて修正していった。そもそも各館の OPAC 情報と統合検索の結果のズレ、検索時期による結果のズレが見えてきたことは、これを頼りに仕事していた元図書館員達には驚きだった。TAMALAS は早いだけでなくより正確にと改良していった。

そして現在、TAMALAS 発展形である大量一括確認ツールの公開に向けて検討をしている。さらに ISBN 無し蔵書の同定、判定の方法を模索している(横断検索で、ある書名を入れて検索すると書誌が割れながら各館の蔵書が出てくる。入れ方によっては別の本が出てくる。これらデータに若干違いのある、各館のあの本、この本。どれとどれを「同一本」としてよいただろうか。せめてどれだけは残さなければ、もしかしたら日本中から消えて行ってしまうコンテンツなのだろうか)。

これらの研究は、各自治体の努力で続いている自生的な分担保存の現状をやりやすく確実なものにするためのツールだ。これが「バーチャル共同保存」と言えるためには、データに希少資料を示す共通フラグを立てたり、希少タイトルと所在を抽出する仕組みも必要だろう。残す基準の共通化の議論も必要だろう。ただしそれらを決めるのは「多摩デポ」の役割ではない。

7 多摩地域の取り組みと今後の可能性

冒頭に戻って、2015 年の「館長会調査」から、多摩の現状を紹介したい。

図書館全体としては、(全国の傾向ほどではないが) 多摩地域でも図書購入費は大幅な減少の傾向にある。それでも累積としての蔵書数は当然増加し、多くの図書館ではその収蔵に苦慮している。個人貸出数は停滞からやや減少の傾向が出てきている。それに対し利用者の予約件数は大幅に増加し、その提供のための購入や借用が増加している。

予約件数は5年間で25%増加し、借用件数は5年間で約10%増えているが、その内訳は都立図書館からの借用数が減少し、多摩地域間の借用が増加する傾向にある(一般的にいえば、都立図書館の協力車の運行経路からは都立図書館から借りられれば早く提供できるのだが、都立にない資料が多くなっていると推測される)。

除籍にあたって他自治体の所蔵を確認している自治体は、(全30自治体のうち) 全資料を対象に確認8、実用書等一部の資料を除いて確認15、確認していない7。つまり(実用書は除外する等の、その館の条件を加えれば) 4分の3の図書館で除籍の際には他自治体の希少性のチェックが行われている。現在の除籍の際に行われている「他自治体の所蔵の確認」には、細かいルールはできていない。また、実用書の範囲・扱いの考え方、新版を入手した際の旧版蔵書の扱いなどに各館の判断の違いがあるのがわかってきた(意見交換や連絡調整をするテーブルが必要なのではないか)。

保存問題の先の展望は見いだせず、スペースの問題はきつくなる一方だが、予約の際の活用の可能性からいっても(本当にどれが求められるのかわからないのだが)「他自治体の所蔵の確認」が続いている必然があるのだと思う。そしてこうして維持される<多摩地域市町村立図書館の蔵書のストック>が、(利用者から請求されたが自館及び近隣の図書館になければ) 区部にも他県にも貸し出されていると推測する。

多摩地域の図書館は、「多摩デポ」開発のツールも活用しながら確認作業を行い、地域で希少なタイトルの維持を続けてほしい、と考える。連絡調整機能のある、意識的な共同事業になってほしい。「多摩デポ」は多摩の図書館の蔵書資源の維持・拡張のために活動していく。東京都立図書館も協働のテーブルに乗ってほしい。当然、東京都の図書館行政が参加すべき広域的な事業ではないか、と思う。

広げていけば、戦後70年インフラとして整備した全国の図書館事業と、そこに今も書誌データを付けて蓄積される蔵書をさらにどう生かすか、税金を使って形成されている公的資源に、さらに新たな価値を見出すことができる資源の基盤があるのではないかと考える。それぞれの図書館が選んで書誌データを付けて蔵書に一度はしたかたまりには、もっとこだわって生かせる可能性があるのではないかと。それは図書館というシステムの未開発の(しかしかにも古典的な図書館像に通ずる) 可能性ではないか。

最後に、「多摩デポ」パンフレットに掲げている発足以来のスローガンを紹介する。「本を生かそう 保存し活用しつづけよう そのために 智恵をだしあおう」。

(2017. 10. 7増補)